

【レポート】

社会保障理論の再構築に向けて

東京大学教授 兵 藤 釗

東京大学の兵藤です。堀(勝洋)さんからお電話があって、このシンポジウムで報告するようというお話がありました。私は、「あなたは何が専門ですか」と問われて、いつも困るわけです。労使関係とか、労働運動とかというような領域のことを勉強しているのですが、経済学だけでできるというふうにも思っていないものですから、いつも困って、曖昧に労働問題をやっていますといって過ごしてきました。そういう状況にある私にとって、こういう場に出て、今日の社会保障はどうあるべきかというようなことについてお話しするのは、とても気恥ずかしいというか、先ほどの武川さんの言葉を借りていうと、何か試験を受けているような感じがいたします。私もそろそろいまの大学を辞めなければいけない年ですので、社会保障の領域でも、ひょっとしてライセンスをいただけないかというような気持ちでペーパーを書いているといったところですよ。専門家の皆さん方の前で、はたして何か少しは参考になることもあるというような話ができるかどうか、まったく自信はありませんが、準備したレジュメに即して、お話しさせていただきたい。

研究所のほうからいただいた案内状によると、このシンポジウムでは、今日社会保障はどういう理念に立脚すべきかについて吟味し、それを通じて社会保障理論の再構築の方向を探りたいということであったわけですが、そこでちょっと当惑することもあります。社会保障の理念を軸にすえて考えるという場合、それは、社会保障をひとつの歴史的事実として見れば、ある種分析的な議論になると思います。しかし半面、今日この日本のなかで、しかも福祉改革が焦眉の問題になっているなかで、社会保障の理念について考えてみようということであるとすれば、それは、どこかノーマ

ティブな議論にならざるを得ない。社会科学というものは、どのみちそういうものではないかと思っ
てはいますが、このシンポジウムの狙いについて、いくらかとまどっているところもあります。

私のレジュメでいうと、〔I〕、〔II〕はいくらか分析的であり、〔III〕はいくらかノーマティブな話になっているのかなと思います。

今日、社会保障の理論について考えなおしてみ
るという場合、どういう方向で考えていったらいいかということにかかわって気になるのは、オイルショック以後、世界の先進国におけると同様に、日本でも福祉国家の危機が問題になってきた——つまり、福祉国家は将来どうあるべきかを見定めなければならないような地点にわれわれは立たされてきたわけですが、そういうなかで、むしろ社会保障の理論は混迷に陥っているのではないかという見方が広がってきたということです。こういう状況を念頭においてみると、どういうふうに混迷しているかを考えることが問題を解く手がかりを与えてくれるのではないかと思います。

オイルショック以降の時代というものは、戦後の時代の終わりというよりも、もう少しロングランな視点に立って考えなければならないような、大きな転換の時期にさしかかっているのではないかと思います。そういう時代状況のなかで、今日、社会保障の理論の混迷がいわれるということは、これも今日という時代が転換期であることの表れかもしれないと思います。

私のゼミの先生であった大河内一男先生は、70年代の末、皆さんご承知のように、社会経済国民会議のプロジェクトの報告書（『福祉政策の総合的検討』）のなかで、高齢化社会を迎えて、いま、社会政策に対する見方を変えなければならないのではないかという発言をされました。そこでは、

従来のように、人間を単に労働力、あるいはマンパワーとして見るのではなく、いわばそのライフサイクル全体をとらえるような視点、あるいは「広義での『消費』生活」の視点に立って社会政策を考えていく必要があるといわれています。そういう観点から、大河内先生は、マンパワーの保全・培養という課題を超えた役割をもつ社会保障を社会政策のなかに引き入れて考えていく必要があるのではないかという提起をされました。

ご承知のように、かつて大河内先生は、マンパワーの視点、要するに生産要素としての労働力の保全・培養という観点から、資本主義社会における社会政策を解明しようとする理論を構築されたわけですが、いまや、いわば消費者としての生活の視点を軸にすえて、社会政策の理論を再構築しようというわけであります。そして、そういう社会政策論の一環として社会保障をしかるべく位置づけていく方向に転じなければならないというわけであります。

こういう大河内先生の議論は、伝統的な社会政策論の領域で、いろいろと議論を呼びました。昭和20年代に「社会政策本質論争」というものがありましたが、そこでは、大河内先生の社会政策を労働力政策としてとらえようという観点に対し、いや社会政策は労働者政策でないかという観点から批判が提起されました。こういう大河内批判の系譜を引く人びとからすると、この大河内先生の理論的旋回は、いわば大河内理論の破綻を示すものではないかと思われました。

たしかに、それは大きな旋回であって、私も、それをどのように考えたらいいかということは、おろそかにしてはならない問題であると思っていますが、大河内批判の論陣を張った伝統的社会政策論の一方の潮流が、はたして今日、大河内理論に代わり得るような理論体系を提示し得ているかということ、社会保障をどう位置づけるかということをめぐるいろいろな議論はされていますが、どうもそれは十分に納得的な議論になっていないのではないかと私は思っております。

その考証はともかく、社会保障というものを、社会政策のなかにどういうふうに位置づけていく

かということにかかわって申しますと、こういう議論のなかで、今日のレポーターの1人である武川さんも、別の視角からいろいろ書かれてきました（「労働経済から社会政策へ」社会保障研究所『福祉政策の基本問題』所収、参照）。武川さんを引き合いに出してまことに恐縮ですが、ここ十数年来、イギリスにおけるソーシャル・ポリシー論に親近感をもちながら、社会保障というものの位置づけについて検討しなおしてみるべきではないかという議論が日本でもかなり台頭してきたことは、皆さんご承知のとおりであります。私はまったくのわか勉強で、イギリスの伝統的なソーシャル・ポリシー論が、どういう歴史的背景のなかで、どういう構想をもって台頭してきたのかということについては、つまびらかにしているわけではありませんが、ちょっとそこで気になるのは、武川さんなども含めて、社会政策に関する理論は、社会保障が登場したこと、あるいは同じことですが福祉国家が成立したという、その歴史的事実によって、理論的变化を遂げなければならない段階に達していたのではないかと発言されていることでもあります。日本に伝統的な社会政策論は、福祉国家成立以前の時期には、妥当するものであったかもしれないけれど、福祉国家の成立、あるいはその基軸をなすものとしての社会保障が登場した段階では、もはや妥当性をもちがたい、ここではソーシャル・ポリシーというイギリス的コンセプトがふさわしいという議論を展開しておられます。

私も、それはある意味では理解できますが、伝統的社会政策論のなかで育ち、ものを考えてきた経緯からいたしますと、ちょっと待っていただきたい——、社会政策の理論を考えなおしてみることが必要だとしても、もう一度歴史的な事実を踏まえて点検してみなければならないのではないかと思うわけです。

それはどういうことかということ、レジュメの〔Ⅱ〕「社会保障の位置」に書いたごとくです。どこまで問題に答え得ているか自信はありませんが、私の考え方を端的率直に申し上げると、こういうことです。

伝統的な社会政策論から離れて、社会政策理論

の再構築をはからなければならないという議論は、要するに、社会保障というもの、あるいは福祉国家というものは、国民全体を対象とする政策体系をもって登場してきた——それはひとつの新しい歴史的事実であって、このような国民全体を対象とする政策現象をつかまえるには、労働力政策として理解するのであれ、労働者政策として理解するのであれ、国民の一部分のみを対象とした政策現象として社会政策をつかまえるような学的体系で、社会保障に迫ろうというのは、とても無理だという形で、反省を提起しているわけであります。

伝統的社会政策論が、社会保障を取り込み得ない構造になっているのではないかという点では、私も武川さんなどと同じ認識に立っているといっているかと思いますが、しかし、福祉国家の登場、あるいはその基軸をなす社会保障の登場をもって、社会政策に関する理論が旋回を遂げなければならないというのは、いいすぎではないかと思えます。

資本主義の歴史のなかにおいて、社会保障の淵源をたどってみますと、福祉国家がそこから始まったなどと申し上げるつもりはありませんが、イギリスにおける救貧法にさかのぼることになるかと思えます。そこで、救貧法がどういうものであったかと考えてみると、それは国民全体を対象にした政策であったという事実につかまるわけです。それは、働く能力のある貧民、つまり able-bodied だけを対象にしたわけではなく、non able-bodied、働く能力のない貧民をも対象にして、救援の仕組みをつくってきたわけだから、資本主義の国家は、そもそも、その成立の当初から、国民全体を対象とした救援の仕組みをつくってきたわけで、またそれなしには、1つの社会としてこの社会を統合することができなかったといわなければならない。したがって、もともと社会政策というものは、その政策の一環として、国民全体を対象とした救援の仕組みを含んでいたといわなければならないと思えます。

それでは、伝統的な社会政策論は、こういう救貧法をまったく扱ってこなかったかといえ、そうではない。たとえば、大河内先生は、理論的に

は、社会事業的なものは労働力政策ではないとして社会政策の枠の外に位置づける構図をとっておられるわけですが、『社会政策（総論）』という有名な教科書の第3章をご覧になると、賃労働の創出にかかわって、救貧法がどういう役割を果たしたかということを議論されています。しかし、それはレバーリング・プアをいかにして近代的な賃労働者たらしめるかという、労働政策的な事象にかかわる限りにおいて、救貧法を問題にするという形で、自己の社会政策論のなかに、いわば救貧法を矮小化させて密輸入するという格好になっているのではないか。自分の先生の悪口をいって、あるいは先生はお墓のなかで怒っていらっしゃるかもしれませんが、私はそういうふうに思っています。

こういう事実と理論の歴史に照らしてみると、社会政策というものをどういうものとして考えたいかということについて、もう一度考えなおしてみる必要がたしかにあるといっているかと思えますが、それは、もともと、国民全体を対象とする救援の仕組みをも、その一環として含むような政策の体系として考えるべきではないかと思えます。

そんなわけで、私の試案をシュマティシュに申し上げますと、レジュメに書いているように、社会政策というものを2つのジャンルに分けてみたらどうかと思えます。1つは“労働政策”，いま1つは“福祉政策”というふうにです。資本主義の成立期に即して申しますと、労働政策領域のものとしては、団結立法・主従法——労働組合をどう扱っていくかということにかかわる団結立法、労働契約をどのように担保していくかということにかかわる主従法、いわゆるマスター・アンド・サーバント・アクト、それから伝統的な社会政策論がその立論の中心にすえてきた工場法などが、そこに入ってくる。なお、工場法のなかには、ご承知のように、教育条項が含まれていることにも注意しておいていいかと思えます。もう1つの領域として、福祉政策の領域を考えられるのではないかと思えますが、その中心をなすものは、救貧法、いわゆるニュー・プア・ローによって集成さ

れる救貧法の系列であります。ネーミングには問題があるかもしれませんが、社会政策はこういう2つの領域に分けることができるのではないかと思います。

労働政策の領域というものは、R. ティトマスのシェーマになぞらえていうと、これは市場的世界の契機である。それに対し、福祉政策のほうは、もともと贈与によって可能になるものなわけですから——もちろんそれは、救貧法がそうであったように、ムチを伴っていることもあるので、贈与だけで成り立っているわけではないが、贈与を不可欠の要素として含んでいるものであるから、それは非市場的世界の契機であるといっているかと思えます。

おそらくここで、お前はなぜ労働政策と福祉政策といういわばベースを異にする政策の領域、つまり市場的世界の契機と非市場的世界の契機を一括して社会政策などとしようとするのかという、ご疑念が起こるかもしれません。たぶん、そこには、私が勤め先の大学で二十何年間法学部の“社会政策”と、経済学部の“労働経済”という講義を一括して二枚看板でやってきたという歴史的経過のなかで、そういわざるを得ないという、個人的な事情も働いているかもしれません。しかし、もう少しひるがえって考えてみると、福祉政策がどのようなものとして存在するかということは、おそらく、市場的世界のあり方、したがってまた市場的世界の契機としての労働政策と密接不可分な関係のなかに置かれているのではないかと思います。

たとえば救貧法というものをとってみても、どういう形で救援を行うかということは、市場的世界の側における労働を支える生活の倫理をどのようにして打ちたてるかということと密接にかかわっていたわけです。つまり、そこでは、勤勉と自助（セルフ・ヘルプ）に立脚したような生活の倫理を市場的世界が必要としていたという事実があり、それとのかかわりにおいて福祉政策のあり方が問われるという関係になっていたのではないかと思います。だから、福祉政策と労働政策というものは、いわば背中合わせになっているようなもの

のなんですから、一括して取り扱う意味もあるのではないのでしょうか。

ここで、福祉政策と労働政策とのかかわりについて、もう少し申し上げておかねばならない問題があります。それはまた、社会保障というものを福祉政策の系譜のなかにおいて、どういう段階のものとして位置づけるかという問題でもあります。

レジュメのなかで、木村正身さんと岡田与好さんの議論を引き合いに出していますが、このお2人の先輩の議論に胸を借りて、私の観点を申し上げてみたい。木村正身さんは、「三つの社会政策概念について」（大阪経済法科大学『経済学論集』Vol. 8, No. 1）と題する論文のなかで、ティトマスが描いたような福祉政策のモデルに関連していくつかのコメントを加えておられますが、そこで、ティトマスのいわゆる市場的世界とギフト原理に立つ非市場的世界とがどういう関係に立っているかということについて、こういっておられます。つまり、この2つの世界は二律背反的な関係にあるということを強調され、資本主義的国家というものは市場的世界の総括者なのであるから、そういうものとしての国家に、ギフト原理に立脚するような共同体の配慮を期待するのは、ブルジョアユートピアに終わるのではないかといわれています。

私の考えでは、資本主義的国家というものは、市場的世界の諸契機を総括するものだわりきり、そういう観点にだけ立って行動する存在だと認識していいかどうか、ここで問われているのではないかと思います。資本主義の国家といえども、単に、市場的世界だけを見て、それだけに身を寄せて他のことは切り捨てていくような存在ではなくして、ギフト原理に立脚する非市場的世界をも含めた形で社会を編成し、これをひとつの社会として存立せしめていくような存在であって、そのために必要な福祉政策の体系——どのような政策が必要とされるかは歴史段階によって違ってくるにしても、ギフト原理に立つ所得再分配的な政策を備えてきたのではないかと思います。資本主義の国家というものは、そういう意味で、成立の当初から、贈与原理をも自分のなかに含んだ、

ひとつの共同体的な存在でもあったのではないでしょう。市場の世界を核にしていることはまちがいないにしても、そういう共同体的側面も正当に認識したほうがいいのではないかと思うわけです。

にもかかわらず、社会保障の形成というか、福祉国家の登場は、そういう資本主義国家のあり方のなかにおいて、ひとつの新しい段階を画していることもまちがいないと思います。社会保障はまさにその新しい段階を画する契機であるがゆえに、福祉政策の歴史のなかにおける社会保障の位置づけが問われるゆえんがあるのではないのでしょうか。

いまは流通経済大学にお勤めですが、かつて東京大学の社会科学研究所にいらして、イギリス経済史を専攻なさっていた岡田与好さんは、10年ほど前に「社会政策とは何か」という文章をお書きになっています(『社会科学研究』Vol. 32, No. 5)。この論文は、例の企画庁が編纂した『総合社会政を求めて』(1977年)という文書への対抗意識を込めて、しかも伝統的社会政策論からどういうふうに脱却をはかるかということもひとつの課題としながら、社会政策というものを再考してみようというモチーフで書かれたものであったと思います。

そこで岡田さんは、ティトマスが提起した例の3つのモデルに言及されていますが、岡田さんの主張の要点は、ソーシャル・ポリシーというものは、「社会の論理」への関心によって成り立つものであるから、市場の世界を律する「経済の論理」とは対抗的關係に立っているということであります。つまり、市場的世界と非市場的世界との対立・抗争關係に注目しながら、非市場的世界の契機としてのソーシャル・ポリシー、あるいは福祉国家のソーシャル・ポリシーとしての社会保障のあり方について考えてみるべきではないかといわれている。このような岡田さんの考え方は、木村さんの考え方とも一脈通ずるところがありますが、国家を2つの世界の対立・抗争のなかでとらえようとする点では、異なった視角に立っているように思われます。

社会保障はどういう性格をもった福祉政策であ

るかと考える際、それは、「社会の論理」に対する関心によってはじめて成り立つものであって、より積極的にいえば、いわゆる社会権の成立によってはじめて、社会保障は社会保障たりうるのだという観点には私も基本的に賛成であります。

つまり、社会保障はいったいつから始まったかと問われるならば、それは第1次大戦以降、イギリスでいえば国民代表法(1918年)による公的扶助の権利化、国民保険法改正(1921年)による失業保険での無契約給付の創始などを契機として、社会保障へのステップがつくられ、それが第2次大戦下におけるベバリッジ型の社会保障の構想として成熟を遂げるなかで、福祉国家の成立をみることになったのではないかと思うからであります。

しかしながら、ここで考えておかねばならない1つの問題は、そういう非市場的世界の契機としての社会保障は、資本主義社会全体のなかでどういう位置にあるのかということであります。端的にいえば、岡田さんのように、非市場的世界と市場的世界の対立・抗争という局面にだけ着目することははたして正しいかということです。オイルショック以降のこの20年間、とりわけ新保守主義の台頭のなかで問われてきた問題は、まさにこのことにかかわっていたといっているのではないのでしょうか。

私はティトマスのソーシャル・ポリシーに対する考え方が全体としてどういう構造をもっているかということについて詳しくありませんので、あるいはまちがったことを申し上げるかもしれませんが、ティトマスは道徳的な観点に立脚しつつ、社会保障に関する理論を構想したといわれていますが、そのティトマスが例の“制度的再分配モデル”について説明している個所で、一面では、「社会的平等」という道徳的な観点に対する注目を求めながら、同時に他面において、このモデルは経済システムに関する諸理論にも基づいているのだと述べていることに留意しなければならないのではないかと思います(R. Titmuss, *Social Policy*, p. 31)。

また例のベバリッジ・プランというものにしても、“無為”というか、失業をどう解消していく

かということを社会保障政策の前提として位置づけ、完全雇用政策をソーシャル・ポリシーの一環に組み込もうという見地に立っていたわけで——完全雇用政策を、ソーシャル・ポリシーのなかに含めていいかどうかということは、先ほど申し上げたような社会政策理解からすると、私としては留保すべき問題があると思っていますが、それはともかく、こういう構想のあり方は、ベバリッジもまた、社会保障を構想するにあたって、失業問題を介して、市場的世界の契機との連関のあり方を重要な問題として考えていたということを示していると思います。この点は、われわれとしても注目しておかなければならないと思います。

実際また、第2次大戦後、福祉国家体制が先進資本主義国において成立してきた際にも、それは、完全雇用を目標にしたケインズ主義的なフィスカル・ポリシーと分かちがたく結びついて成立してきたという事実もまた、非市場的世界と市場的世界の間にある相互依存関係を示しているのではないのでしょうか。

非市場的世界の契機としての社会保障と市場的世界との関連にはいろいろな側面がありますが、なかでも経済効率といったどういう連関に立っているかということとはなかなかむずかしい問題で、一義的な解を見出すことはできないのではないかと私は思っていますが、時にトレード・オフが起こるということも、おそらくまちがいない事実だと思います。先ほど田近さんが財政学の見地からいろいろな問題を提起されましたが、そこで言及された事柄もこういう問題とかかわっていることは、改めて申し上げるまでもないことだと思います。

これまで申し上げてきたようなことからすれば、福祉国家の成立というか、社会保障の登場は、福祉政策におけるひとつの新しい段階であるということは明確にしなければなりません。しかし、社会政策の理論はもともと、福祉政策の領域をその一環に含むようなものとして構想されなければならないということもまた明らかではないのでしょうか。それがレジュメの〔Ⅱ〕のセクションで申し上げたかったことです。

残り時間が少なくなってきましたので、端折ってレジュメの最後の〔Ⅲ〕「福祉国家の現段階」に書いたことについて申し上げることとしたい。

福祉国家の現段階をどう見るかということを議論するためには、日本に即していえば、臨調行革の下における社会保障改革、福祉改革をどういうものとして認識するかということ抜きにしては、本来議論はできないはずだと思いますが、とてもそういうことを議論できるほどの時間もありませんので、そのことはひとまず置いて、この間に提起されてきた社会保障改革、わけでも福祉改革にかかわる論議に関連して、2、3のことを申し上げることとしたい。

臨調行革のもとにおける社会保障改革は、あらためていうまでもなく、「増税なき財政再建」という見地が動力となっていたために、選別主義的な方向に流れる傾きをもっていました。この間、全国社会福祉協議会の「社会福祉改革の基本構想」という提言などにみられるように、臨調とは別な視角に立ってわが国の社会保障システムの見直しを求める声もあがってきました。

臨調とは別な系譜に立つ福祉見直しの主張は、ご承知のように、社会福祉といわれているような領域に焦点をすえて出されてきておりますが、社会事業大学の三浦文夫さんなどがお書きになっていらっしゃるころによれば（たとえば三浦文夫『増補・社会福祉政策研究』参照）、今日の問題は、社会保障の対象、あるいは社会福祉の対象が国民一般に広がってきたということ以上に、そこでどのような福祉サービスが求められているのか、いわばサービスの質が問われるような段階にきていることにあるのではないかという発想に立っているところに、特徴があるように思います。

つまり、生活水準の上昇につれて、人びとが生活の質の向上をはかりたいという欲求を強めてくる。そういうなかで、福祉サービスに対するニーズが高度化するだけでなく、受け手の側の選択のきくサービスが求められてくるようになってきているというわけです。高齢者に対する在宅福祉の問題などは、そういう今日の問題状況を象徴的に示しているように思います。

そういう意味において、今日段階において求められている福祉改革は、誰もが必要なときに、必要な社会福祉サービスを、自由に享受できる体制をつくることにあるとあって、まちがいない。こういう意味での普遍主義的な福祉システムが求められるような段階にきているのではないだろうか。

それは、日本をも含めて先進諸国が第2次大戦後の高度成長を通じて「豊かな社会」に到達し、そのなかで生活水準も上昇し、またそれを支えとしつつ高齢化社会が成熟してきたこと、しかも、そのなかで、家族のあり方も変わり、国民の価値観も変容するという、そういう「豊かな社会」における福祉ニーズの変化を示すものではないかと思っています。

しかし、ひるがえって考えると、それには、オイルショック以後の社会保障改革・福祉改革のなかで問われてきた新しい現象という側面ももちろんあると思いますが、どうもそれは、第2次大戦後の高度成長過程のなかに、すでに胚胎していたような変化の延長上に現れてきたものではないかと思われるふしもあります。

先ほどもどなたかが、1962年の社会保障制度審議会の勧告が提起した問題にお触れになりましたが、あの勧告は、救貧から防貧へという発想に立って、昭和20年代型の社会福祉システムから多少ともはみ出していくような面を含んでいたわけで、これはわが国でもそういう変化の兆しが高度成長時代に見られたことを示しております。

ヨーロッパ諸国における社会保障改革の歴史を見てみしても、高度成長のプロセスにおいて、年金について報酬比例方式が導入されるとか、あるいは消費者物価や現役労働者の給与所得の変化に連動させて年金水準を考えていく方式が導入されるという変化が起こってきました。それは福祉のあり方において、均一拠出・均一給付によるナショナル・ミニマムの保障というベバリッジ原則を超えて、いわばノーマライゼーションが目指されるような段階への移行が始まりつつあったことを示しています。今日、障害者福祉や老人福祉にかかわってノーマライゼーションが重視されるよ

うになりましたが、これはそういう高度成長過程に芽生えた変化の延長上にあるものといってもいいのではないのでしょうか。そういう意味で、ノーマライゼーションが可能になるような普遍主義的な福祉のシステムをどうつくっていくかということが、今日的な課題ではないかと思います。

普遍主義的な福祉システムをどうつくっていくかということについては、検討を要するいくつかの問題がありますが、レジュメでは2つの問題領域を挙げております。もう持ち時間が切れそうになっていますので、端折ってポイントだけ申し上げることにしたい。

1つの問題は、普遍主義的な福祉サービスの充実をはかっていくためには、どのような福祉供給のシステムが望ましいか、あるいはまた、そこにおける負担のあり方はどのように考えたらいいかという問題です。福祉サービスに対するニーズが広がり、所得水準もかなり上昇してきているわけですから、非公共的な福祉供給組織を福祉供給システムのなかに組み込んでいくことは可能でもあり、有益でもあると思いますが、質の高い、高額のコストを要する福祉サービスについては国家が責任をもたなければ、公共的な福祉供給組織が「二流の市民のための二流のサービス」に墮すおそれがあると思います。また、負担のあり方としては、弱者には無料で、上層にはポジティブ・ディスクリミネーションという方向での応益応能負担の仕組みを工夫していく必要があるのではないかと思います。

もう1つの問題としては、これは高齢者福祉というものに端的に表れておりますが、ノーマライゼーションの実現のために、地域をベースにした福祉システムをどうつくっていくかという問題があります。そこでは、一方で、福祉の供給という面において、住民参加型の福祉サービスをどのように育てていくかということが問われていますが、それだけではなく、住民の福祉に対するニーズや不満を福祉行政、とりわけ自治体行政に反映させていくチャンネルをどうつくっていくかという問題があります。こういう2つの意味での参加型福祉の構築をどう進めていくかということが、今日

問われている課題ではないかと思うわけでありませう。これはむしろ難しい課題であるにしても、こういう地域生活圏のコミュニティ化、つまり福祉社会の形成を抜きにしては、福祉国家の未来も展望しがたいのではないのでしょうか。

なお、私のレジュメではまったく言及しており

ませんが、先ほど武川さんが指摘されたように、今日の国際化時代のなかで考えてみますと、地球市民としての福祉のあり方をどうつくりあげていくかということも、重要な問題であろうかと思えます。もう時間ですので、私の報告はこれで終わらせていただきます。

コメント

慶応義塾大学教授 富永 健一

富永です。社会保障の専門研究者ではない私を、本日はお招きくださって、勉強の機会を与えていただいたことを感謝いたします。お手元に私が取り急ぎ書いた2ページほどの大変不十分なコメントのコピーがあると思います。これを基に20分ほどおしゃべりをさせていただきたい。

それに入る前にちょっと前置きのようなことを申し上げたい。先ほど武川さんが私のことについて、冒頭に言及なさいました。私は武川さんとは逆に、社会学の理論を主としてやってきて、社会保障という具体的な問題に私が目を向けるようになったのは、比較的最近のことです。

私が社会学理論として考えてきたことは、非常に抽象レベルの高いことで、それに対して社会保障というのは、非常に具体的な問題である。そこで、ちょっと口幅ったいことを申し上げるけれども、私の考えてきた理論の適用領域の1つとして、社会保障というのは非常に面白く、有用であると思っている。そういう観点から社会保障についていろいろ発言をさせていただく機会があるのはありがたいのだが、ただ専門家でないので、私のコメントというのは、大所高所から見た問題の位置づけというようなことに終始すると思うので、その点をお許しいただきたい。

私の観点というのはマックス・ウェーバーとパーソンズの流れのなかで、経済と社会の関連という問題をとらえるということにある。ウェー

バーもパーソンズも「経済と社会」という本を書いている。私はそれらを翻訳したりして影響を受けながら、経済と社会の関連というところに自分の理論の問題設定をしてきた。

それは今日の問題にどういう形で触れてくるかということ、たとえば兵藤さんは市場的世界と非市場的世界というふうに関係をお出しになった。これはティトマスからきているようであるが、兵藤さんのはかなり狭い、私が考えているよりも狭い問題提起だったと思う。しかしこれは少なくとも私の考えていることと、ひとつの触れ合いになるかと思う。

経済というのは、経済的行為のシステムだと私は思っている。経済的行為というのは、もともとは人間が生きていくのに必要な財を自分でつくることであったが、資本主義においては市場でお金を払って欲しいものを買う行為を中心とするようになんて変わってきた。その場合には効用、つまり自分の欲望を満たすということが、行為の目的になる。

それと対比して、社会学が扱っているのは社会的行為のシステムとしての社会システムで、社会的行為というのは、社会集団とか、地域社会の内部において、他者との相互行為を通じてなされる、自我と他者との相互的な欲求充足であると思う。そういうような社会的行為のシステムが社会システムで、社会学は社会的行為に対して、社会システムの機能を充足する活動、という意味付与をし